婦人既製洋服・子供服	見返し星入れ	針目が３センチメートル間隔に３針以上	10センチメートルにつき　18円
	肩パット付け	２個１組	１組につき　40円

附　則

この公示は、令和７年４月21日から効力を生ずる。

千葉労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃（平成21年千葉労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年３月21日　　千葉労働局長　岩野　　剛

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、１センチメートル当たりに換算した額とする。この場合、１センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

工　　程	規　　格	金　　額
身返し端まつり（千鳥）	針目が３センチメートル間隔に５針以上	３センチメートルにつき　10円
身返し星入れ	針目が３センチメートル間隔に３針以上	10センチメートルにつき　14円
すそまつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　12円
スナップ付け		１組につき　14円
かぎホック付け	ウエスト用	１組につき　24円
	ウエスト用以外	１組につき　19円
ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり	１個につき　16円
	根巻きあり、カボタンなし	１個につき　10円
	根巻きなし、カボタンなし	１個につき　７円
鎖糸ループ付け	鎖糸ループ作りを含む	１か所につき　10円
	鎖糸ループを含まない	１か所につき　３円
ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき　12円
ベントまつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	10センチメートルにつき　14円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき　15円
見返し裏まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	10センチメートルにつき　21円
そで付け裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	10センチメートルにつき　14円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき　19円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき　12円
襟付けまつり		10センチメートルにつき　９円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき　24円
肩パット付け		１組につき　27円
カフス付け	カフスカバーまつりかんぬき止め	１枚につき　66円
襟付け	えりカバーまつりかんぬき止め	１枚につき　29円
襟づり止め		１枚につき　10円
糸くず取り		１枚につき　21円

4　効力発生の日　令和７年４月20日

公　　告

諸　　事　　項